

資 料 編

資料編目次

1. 法制度および計画策定の概要-----	1
2. 仙台市における地震の状況-----	4
3. 対象建築物等についての根拠資料-----	9
4. 建築物の耐震化の現状資料-----	12
5. 事業・制度等一覧-----	14
6. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項-----	21

資料編

1. 法制度および計画策定の概要

(1) 国内で頻発する大規模地震

政府は甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の倒壊等の被害から人命を守るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)を平成7年10月に制定していますが、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地震、そして同年7月の新潟県中越沖地震等大規模な地震が頻発し、住宅・建築物の倒壊等の大被害が生じており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていました。

そのようななか、平成23年3月11日に三陸沖を震源とするM9.0の地震(2011年東北地方太平洋沖地震)が発生し、仙台市をはじめ東北から関東にかけて広い範囲で甚大な被害を受けました。

(2) 国の動き

①耐震化への対策

<中央防災会議「地震防災戦略」の目標>

建築物の耐震改修について、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成17年9月)は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」としています。また、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」(平成17年3月)は、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のために、建築物の耐震改修を最も重要な課題とし、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置づけています。

<社会資本整備審議会の耐震化施策の方向性>

東日本大震災を受け、国土交通大臣から諮問を受けた社会資本整備審議会では、「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について(平成25年2月)」を取りまとめ、次のような耐震化施策の方向性を提示しました。

- ①支援策の充実による耐震化に要する費用負担の軽減
- ②耐震性の必要性を認識させるための耐震診断の徹底等
- ③信頼できる技術者等の育成
- ④適切な工法・費用・効果等が判断可能な情報提供・相談体制の充実
- ⑤居住・使用状況に大きな支障を来さない新たな耐震改修工法の開発・活用促進
- ⑥マンションの耐震化に係る意思決定の円滑化

②法制度改正の流れ

<耐震改修促進法の改正（平成 18 年 1 月改正施行）>

中央防災会議による「地震防災戦略」を踏まえ、平成 17 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、平成 18 年 1 月に基本的な方針が定められ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年度末までに少なくとも 9 割とすることを目標として設定されました。

[耐震改修促進法の改正の要点]

1	計画的な耐震化の促進	国は基本方針を作成し、都道府県は耐震改修促進計画を作成
2	建築物に対する指導等の強化	道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
		地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加（従来の指示等は、百貨店、劇場等不特定多数利用の建築物が対象）
		地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
		倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令
3	支援措置の拡充	耐震改修計画の認定に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加
		耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

<耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月改正施行）>

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない大規模建築物等の耐震診断の実施を義務付けることができるようになるなど、耐震化促進のための制度が強化されるとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法が改正されました。

[耐震改修促進法の改正の要点]

1	建築物の耐震化の促進のための規制強化	大規模建築物等に係る耐震診断結果の報告の義務付け	報告期限
		病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの	平成 27 年 12 月 31 日
		火薬類、石油類その他危険物を、一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等	
		地方公共団体が耐震診断結果の報告の義務付けをした場合	報告期限
2	耐震改修の円滑化のための新制度	都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のもの	地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された期限
		都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
		耐震改修計画の認定基準の緩和および容積率・建ぺい率の特例	
		耐震性に係る表示制度の創設「基準適合認定建築物マーク」	
		区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	

(3) 本計画について

<前計画の内容（平成20年度～平成27年度）>

平成18年1月の「耐震改修促進法」改正により、「基本的な方針」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年度末までに少なくとも9割とすることを目標として設定するとともに、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定（耐震化率目標の導入）を制度化されました。

これを受けて、本市においても、安全・安心な都市の実現を推進するために、平成20年4月に「仙台市耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準建築物の耐震診断・耐震改修促進のための施策等に取り組んできました。

〔仙台市耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）の要点〕

1	計画の期間	『平成20年度～平成27年度』	
2	対象建築物の耐震化の目標	住宅	平成27年度 90%以上
		民間特定建築物	平成27年度 90%以上
		市有建築物	平成27年度 100%
3	地震時に通行を確保すべき道路	耐震診断の補助対象路線について仙台市消防局、仙台市役所、JR仙台駅、仙台市立病院を効率的に連絡する道路とする。	

<法改正等の踏まえた本計画の主な改定内容（平成28年度～平成32年度）>

平成25年の耐震改修促進法の改正等を受け、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、各建築物の耐震化の目標を新たに定めるとともに、関係施策の推進に向けた項目を追加しました。

〔仙台市耐震改修促進計画（平成28年度～平成32年度）の要点〕

1	計画の期間	『平成28年度～平成32年度』	
2	対象建築物の耐震化の目標	住宅	国で示した目標と同様、 平成32年度 95%以上
		民間特定建築物	前計画の実績と国の動向を踏まえ、 平成32年度 95%以上
		市有建築物	引続き同様の目標 平成32年度 100%
3	地震時に通行を確保すべき道路	優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべきネットワーク路線を位置付けるとともに耐震診断の補助対象路線について拡充	

2. 仙台市における地震の状況

(1) 仙台市における大規模地震の発生確率

①東北地方太平洋沖型地震

平均発生間隔は約 600 年と推定され、今後 30 年以内、今後 50 年以内の発生確率はいずれもほぼ 0%とされています。次の地震の規模は、少なくとも宮城県沖と三陸沖南部海溝寄りから福島県にかけての領域が連動して、マグニチュード 8.4、更に震源域が広がり東北地方太平洋沖地震と同様にマグニチュード 9.0 前後になる可能性があります。

②宮城県沖の地震

宮城県沖の地震のうち、繰り返し発生する地震については、東北地方太平洋沖地震の余効変動が依然継続しているため、現段階では不明とされています。また、繰り返し発生する地震以外について、マグニチュード 7.0～7.3 の地震の発生確率は、今後 30 年以内は 60%、今後 50 年以内では 80%程度と推定されています。

③三陸沖南部海溝寄りの地震

三陸沖南部海溝寄りの地震のうち、繰り返し発生する地震について、マグニチュード 7.9 程度の地震の発生確率は、今後 30 年以内はほぼ 0%、今後 50 年以内では 0.01%～0.2%と推定されています。この地震が発生した場合には、宮城県沖など他の領域と連動する可能性も指摘されています。また、繰り返し発生する地震以外について、マグニチュード 7.2～7.6 の地震の発生確率は、今後 30 年以内は 50%、今後 50 年以内では 70%程度と推定されています。

また、仙台市に影響を及ぼす可能性のある活断層としては、長町-利府線断層帯があります。この断層帯の平均的な活動間隔は 3,000 年程度以上と推定されており、マグニチュード 7.0～7.5 程度の地震の発生確率は、今後 30 年以内は、1%以下、今後 50 年以内では 2%以下と推定されています。

表 1 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成 27 年（2015 年）1 月 1 日）

名称	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	
東北地方太平洋沖型地震	Mw8.4～9.0	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	
宮城県沖の地震	M7.4 前後	不明 ※	不明 ※	不明 ※	
	繰り返し発生する地震以外の地震	M7.0～M7.3	30%程度	60%程度	80%程度
三陸沖南部海溝寄りの地震	M7.9 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.01%～0.2%	
	繰り返し発生する地震以外の地震	M7.2～M7.6	20%程度	50%程度	70%程度

※ 東北地方太平洋沖地震の余効変動（大地震発生後の長時間続くゆっくりとした地殻変動）が依然として継続しており、確率は算出できない。

（地震調査研究推進本部地震調査委員会）

表2 活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成27年（2015年1月1日））

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
長町一利府線断層帯	7.0～7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下

(地震調査研究推進本部地震調査委員会)

(2) 仙台市に被害をもたらした過去の地震

本市はこれまでに度重なる地震被害を受けており、昭和53年6月12日に発生した「1978年宮城県沖地震」では、現在の本市域（旧泉市・旧宮城町・旧秋保町の区域を含む。）で、死者16人、重軽傷者10,119人、住家の全半壊が4,385戸、部分壊が86,010戸という甚大な被害が生じました。（表3） また、平成17年8月16日に発生した宮城県沖の地震では、想定される宮城県沖地震では無かったものの、プールの天井落下等による負傷者47人、建物被害約300棟という被害を受けています。

これらの地震は、宮城県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震です。

また、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、国内最大規模のマグニチュード9.0、最大震度6強を記録し、この地震に伴い発生した津波の高さは7.1mに達しました。この地震、津波による被害は、死者997人（仙台市民）、行方不明者28人、重軽傷者2,275人、住家の全半壊が139,643棟、一部損壊が116,046棟という甚大なものとなりました。

表3 過去の宮城県沖地震の概要

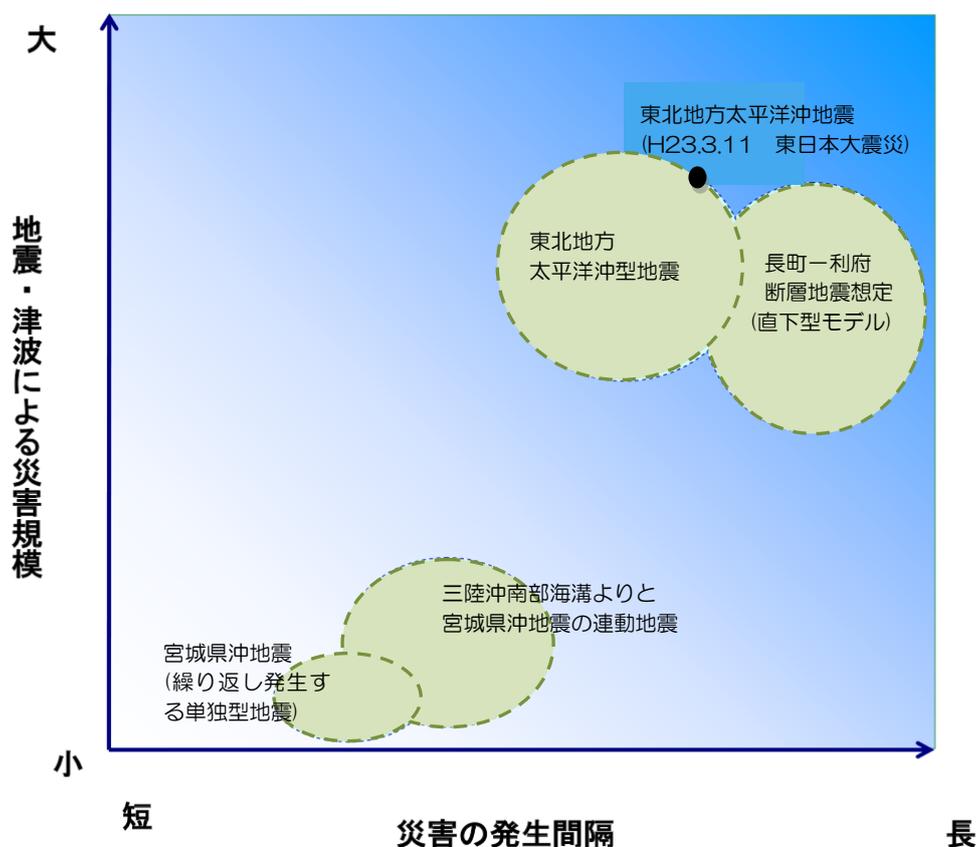
発生年月日	前回の地震からの経過年数	地震の規模	地震の種類
寛政5（1793）年 2月17日	—	M8.2程度	連動
天保6（1835）年 7月20日	42.4年	M7.3程度	単独
文久元（1861）年10月21日	26.3年	M7.4程度	単独
明治30（1897）年2月20日	35.3年	M7.4	単独
昭和11（1936）年11月3日	39.7年	M7.4	単独
昭和53（1978）年6月12日	41.6年	M7.4	単独

資料：宮城県地震の長期評価（平成12年地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成15年一部変更）

(3) これから想定される地震と被害

①想定される地震規模

本市に想定される地震に係る政府の地震調査研究推進本部による長期評価や昭和53年の宮城県沖地震の被害更には平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被害、またこれまでに我が国で経験してきた地震被害を考慮し、今後、本市に起こりうる地震の発生間隔と地震・津波による災害規模を相対的かつ模式的に表すと以下の図1のようになります。



※「災害規模」とは、地震や津波によってもたらされる人的・物的被害状況やライフラインの途絶状況などを判断基準として考えたものです。
※上記各地震想定モデルはあくまでも想定であるため、「災害規模」はある程度の幅を持って表しています。

図1 本市に起こりうる地震の発生間隔と地震・津波による災害規模

資料：仙台市地域防災計画【共通編】平成27年4月

②仙台市地震被害想定調査

本市では、地震防災対策のための基礎資料を得ることを目的に、政府の地震調査研究推進本部の長期評価に基づき、以下に示す3種類の想定地震を設定し、地震・地盤に関する調査結果や地震学や地震工学の知見に基づいて、平成14年度に「仙台市地震被害想定調査」を実施しています。

- ・宮城県沖地震・単独モデル (M7.5)
- ・宮城県沖地震・連動モデル (M7.9)
- ・長町ー利府断層による地震 (M7.5)

<震度分布>

想定される震度分布は、図3 (P8) のとおりです。

<建築物の被害>

この調査の報告書をもとに平成20年度に地震ハザードマップを作成しており、下記①～③の地図の種類ごとに、3種類の想定地震の全市版、各区版を公表しています。

地図の種類	地図の内容
①揺れやすさマップ (震度マップ)	地震の規模や震源の距離から予想される地盤の揺れの強さを気象庁震度階級に従い表示したもの。
②地域の危険度マップ	地震の規模や震源の距離から予想される揺れと液状化の影響を考慮し、建物被害予測分布を表示したもの。
③液状化予測マップ	地震の規模や震源の距離から予想される揺れによって、地盤の液状化の発生する可能性を表示したもの。

※仙台市内を50m四方の矩形領域に細かく分割し、その矩形単位(メッシュ)に揺れやすさや建物の全壊割合による危険度等を表示した。

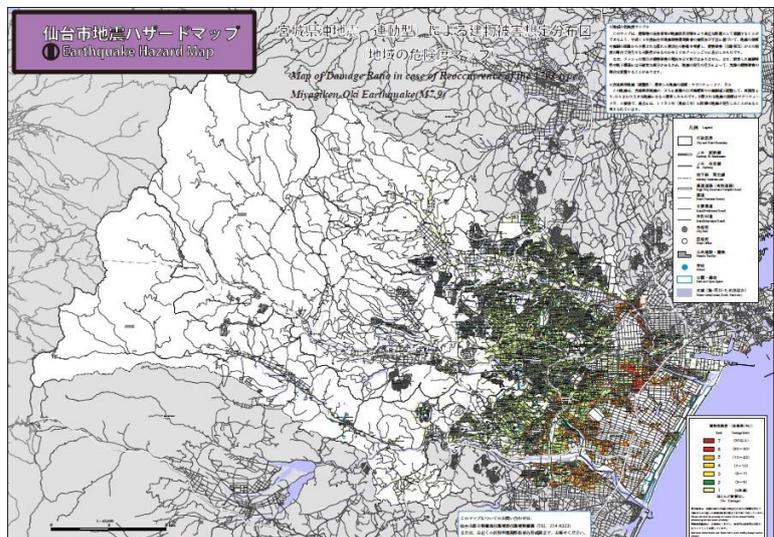


図2
宮城県沖地震
連動モデル
全市版
地域の危険度マップ

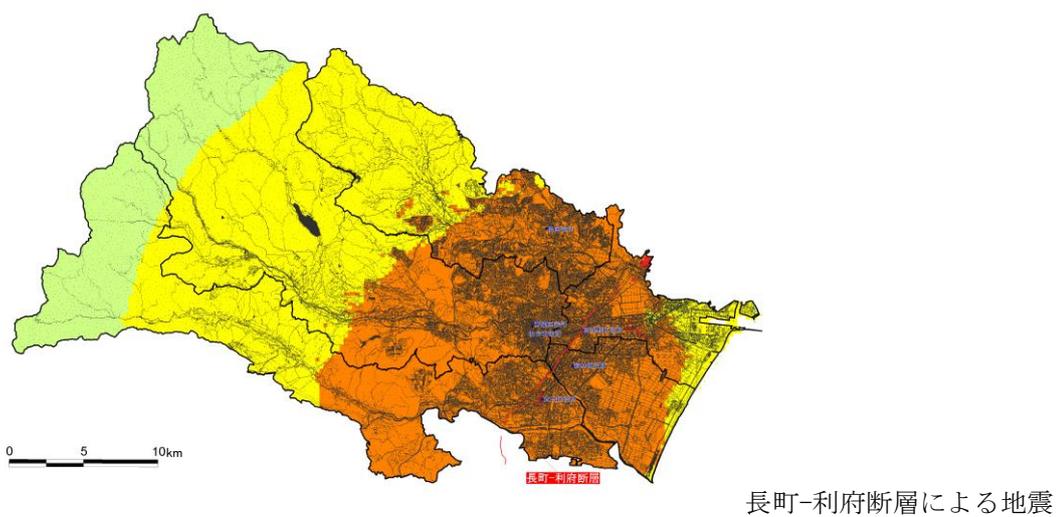
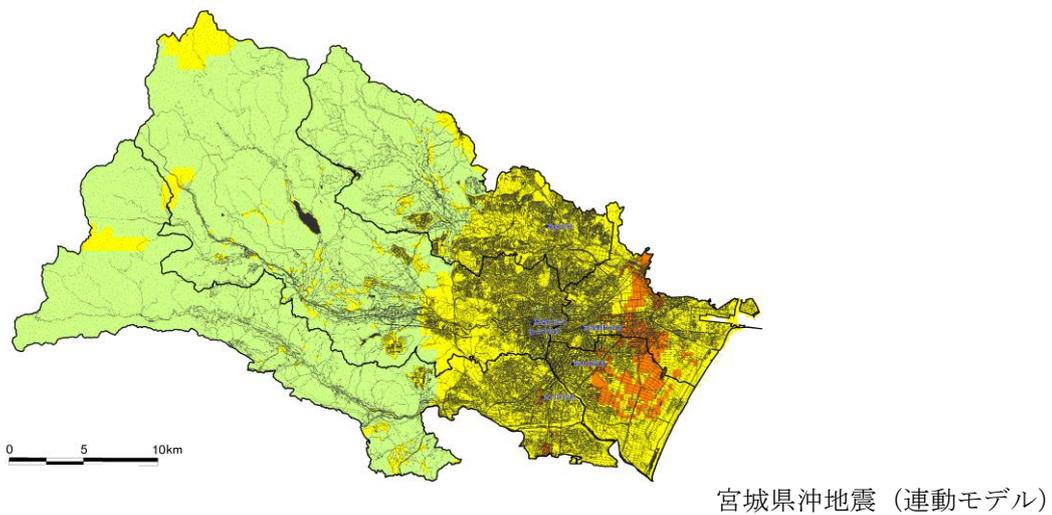
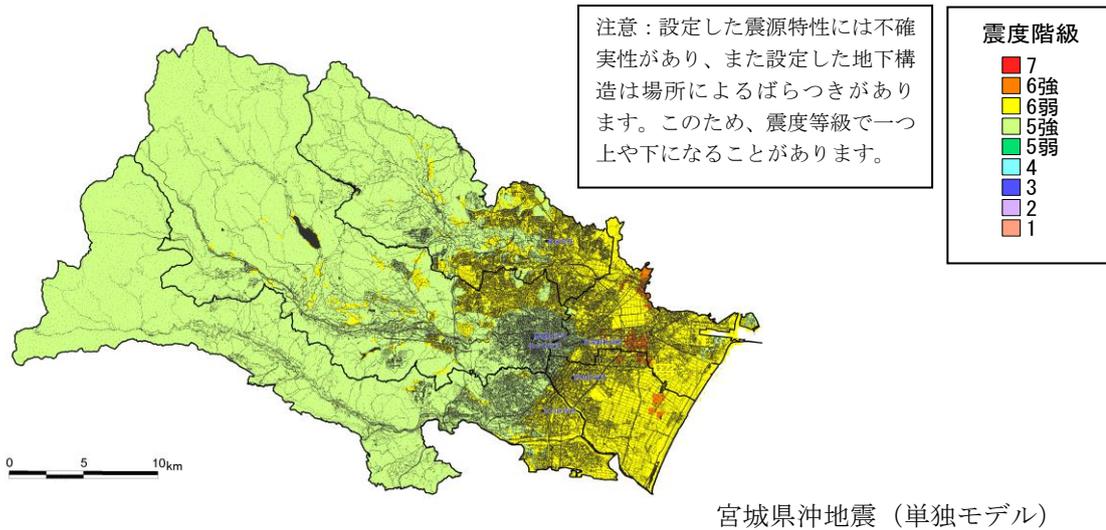


図3 想定地震による想定震度分布図

資料：平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書

3. 対象建築物等についての根拠資料

対象建築物

市民は、自らが所有又は管理する建築物について、地震に対する安全性の確保に努める必要があります。

本計画は主として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において新耐震基準が施行された昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建てられた旧耐震基準建築物を対象とします。中でも、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、表 4 の各建築物を優先的に耐震化を図るべきものとしします。

表 4 優先的に耐震化を図るべき建築物

区分	概要	備考
住宅	戸建て住宅、共同住宅、長屋等を対象とします。	賃貸住宅（共同住宅に限定）、寄宿舍、下宿の用途に供するもので一定規模以上のものは特定建築物 [※] にも該当しません。
民間 特定建築物 [※]	多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、表 5 に示す民間の建築物を対象とします。	
市有建築物	原則として、本市が所有する建築物で 2 階建て以上又は床面積が 200 m ² 以上の非木造の建築物を対象とします。また、保育所や児童館等の多数の者が利用する福祉施設等の建築物については、木造も対象とします。	以下の建築物は対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫等の市民又は職員が日常的に利用しない建築物 ・仙台市が他の法人及び民間と区分所有する建築物で仙台市単独で耐震化を進められない建築物 ・本市域内に存する国、県及び他市町村が所有し、所有者が計画的に耐震化を進める建築物

※[特定建築物]

以下に掲げる建築物を「特定建築物」と定義します。

① 多数の者が利用する特定建築物

学校、体育館、病院、劇場、百貨店等など、多数の者が利用する建築物で、耐震改修促進法施行令で定める規模以上のもの（表 5）

② 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物

火薬類、石油類等の危険物で、耐震改修促進法施行令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物（表 5）

③ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物

地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるとして耐震改修促進法施行令で定める建築物（表 5）、（図 4）

表5 特定建築物に該当する用途・規模要件

用途	規模要件	指示対象要件※1	耐震診断義務付対象要件※2
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
上記以外の学校(高校、大学等)	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場		—	—
卸売市場			
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		—	—
賃貸住宅(共同住宅に限定)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所			
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗		—	—
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		表4に示す政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が宮城県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	左に同じ	—

※1 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

※2 耐震改修促進法附則第3条第1項に基づく義務

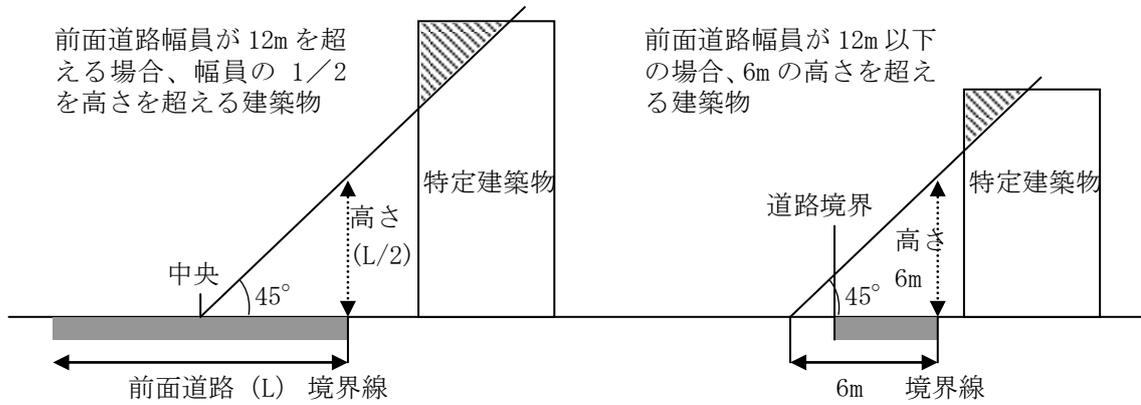


図4 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の要件
(耐震改修促進法施行令第4条)

4. 建築物の耐震化の現状資料

表6 住宅の耐震化の現状 (平成25年10月時点)

建て方	総数 (戸)	旧耐震 基準の 住宅 (戸)		うち耐震 改修済み (戸) (b)	新耐震基 準の住宅 (戸) (c)	耐震化済み 戸数 (戸) (a)+(b)+(c)	耐震化率 (%)
		うち耐震 性を有す る(戸) (a)					
木造戸建	178,300	54,400	6,600	9,800	123,900	452,900	90%
共同住宅等	324,600	50,000	38,000		274,600		
合計	502,900	104,400	44,600	9,800	398,500	452,900	90%

表7 住宅の耐震診断・耐震改修事業の実績 (平成26年度末時点)

事業名	耐震改修促進計画策定以前							
	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成14年 ～19年計	
①戸建木造住宅耐震診断 士派遣事業(簡易診断)	200戸	700戸	900戸	220戸	60戸	35戸	2,115戸	
②戸建木造住宅耐震診断 支援事業(一般診断)	—	—	400戸	570戸	700戸	572戸	2,242戸	
③戸建木造住宅耐震改修 工事補助金交付事業	—	—	52戸	215戸	248戸	296戸	811戸	
④木造共同住宅 耐震診断促進 事業	棟数	—	30棟	10棟	15棟	21棟	4棟	80棟
	戸数	—	177戸	45戸	83戸	131戸	32戸	468戸
⑤分譲マンシ ョン耐震予備診 断支援事業	棟数	—	46棟	31棟	24棟	12棟	8棟	121棟
	戸数	—	2,260戸	1,639戸	1,186戸	552戸	384戸	6,021戸

事業名	耐震改修促進計画策定期間中								
	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成20年 ～26年計	
①	—	—	—	—	—	—	—	—	
②	600戸	456戸	475戸	978戸	369戸	244戸	169戸	3,291戸	
③	274戸	209戸	273戸	133戸	264戸	110戸	48戸	1,311戸	
④	棟数	19棟	5棟	13棟	7棟	5棟	2棟	1棟	52棟
	戸数	101戸	31戸	77戸	34戸	19戸	16戸	14戸	292戸
⑤	棟数	2棟	4棟	1棟	4棟	7棟	0棟	1棟	19棟
	戸数	32戸	163戸	65戸	45戸	395戸	0戸	55戸	755戸
⑥分譲マンシ ョン耐震精 密診断補助 金交付事業	棟数	5棟	3棟	5棟	4棟	3棟	0棟	1棟	21棟
	戸数	289戸	103戸	297戸	261戸	128戸	0戸	22戸	1,100戸
⑦分譲マンシ ョン耐震改 修工事補助 金交付事業	棟数	—	—	—	1棟	1棟	0棟	0棟	2棟
	戸数	—	—	—	56戸	67戸	0戸	0戸	123戸

表 8 民間特定建築物の耐震化の現状

(平成 26 年度末時点)

用途	総数 (棟)	昭和 56 年 以前建築 (棟)	耐震化済みのうち		昭和 57 年以降 建築 (棟) (c)	耐震化済み 棟数 (棟) (a)+(b)+(c)	耐震化率 (%)
			うち耐震 性を有す る(棟) (a)	うち耐震 改修済み (棟) (b)			
病院・診療所	110	20	470	10	90	3,720	91%
学校・体育館・幼稚園・保育所・社会福祉施設等	560	150		50	410		
百貨店、劇場、ホテル等の多数の者が利用する建築物	3,400	830		120	2,570		
合 計	4,070	1,000	470	180	3,070	3,720	91%

表 9 市有建築物の耐震化の現状

用途	耐震化率 (%)	
	平成 20 年度当初	平成 26 年度末
学校施設	88.2%	100%
市営住宅	90.5%	100%
公営企業	85.2%	100%
その他市有建築物	87.5%	97.6%
合 計	88.2%	99.1%

5. 事業・制度等一覧

【住宅の耐震化に関する助成事業】

■耐震診断の助成事業

事業名	概要	主な要件等	
仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業	<p>一定の条件を満たす戸建木造住宅の『詳細な耐震診断』及び『耐震改修計画案の作成』を本市が費用の9割を負担して行うもので、診断を希望する市民の申込みにより、本市及び宮城県に登録している『耐震診断士』を派遣し、耐震診断・耐震改修計画の作成を行うものです。</p> <p>○診断費用 145,800円～172,800円 (市民負担 14,580円～17,280円)</p>	建物	<p>建物の用途が下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造の個人住宅であること <p>(※一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造がツーバイフォー構法・丸太組構法及びプレハブ構法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外となります。)</p>
		規模	2階建て以下
		建築時期	昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。
仙台市木造共同住宅耐震診断促進事業	<p>一定の条件を満たす木造共同住宅等の『簡易な耐震診断』を本市が費用の9割を負担して行うもので、診断を希望する市民の申込みにより、本市及び宮城県に登録している『仙台市戸建木造住宅耐震診断士』を派遣し、簡易診断を行うものです。</p> <p>○診断費用48,600円 (市民負担4,860円)</p>	建物	<p>建物の用途が下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造の共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿であること <p>(※一部店舗等のもも診断対象となります。構造がツーバイフォー構法・丸太組構法及びプレハブ構法は対象外となります。)</p>
		規模	2階建て以下
		建築時期	昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。
仙台市分譲マンション耐震予備診断支援事業	<p>一定の条件を満たす分譲マンションの管理組合からの申込みにより、建築士を派遣し、精密診断の必要性を診断する『耐震予備診断』を本市が費用の9割を負担して行うことで、市民の耐震対策を支援するものです。</p> <p>○診断費用237,600円 (管理組合負担23,760円) ○2棟目から172,800円 (管理組合負担17,280円)</p>	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有法が適用される分譲マンションで、延べ面積の1/2を超える部分が居住の用に供されているもので、住戸数の1/2以上が区分所有の居住の用に供されていること。 ・耐火建築物又準耐火建築物であるもの。
		建築時期	昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。
仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付事業	<p>一定の条件を満たす分譲マンションの管理組合からの申込みにより、『耐震精密診断』に要する経費(税抜)の1/2かつ100万円を限度に助成するものです。</p>	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有法が適用される分譲マンションで、延べ面積の1/2を超える部分が居住の用に供されているもので、住戸数の1/2以上が区分所有の居住の用に供されていること。 ・耐火建築物又準耐火建築物であるもの。
		建築時期	昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。

■耐震改修工事の助成事業

事業名	概要	主な要件等	
仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業(改修工事助成事業)	本市の一般診断の結果、一定の基準に満たない等、改修工事が必要と判断され、耐震改修工事を実施する場合、対象工事費の1/2 かつ 60 万円を限度に助成するものです。	建物	建物の用途が下記のもの 木造の個人住宅であること (※一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造がツーバイフォー構法・丸太組構法及びプレハブ構法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外となります)
		規模	2階建て以下
		建築時期	昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。
仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付事業	上記の事業より補助金を受けて耐震改修工事を実施する場合に、要件に応じて、更に追加で耐震改修工事費の一部を加算して助成するものです。	上乗せされる助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事に要する費用が120万円を超える場合(120万円を超える額の1/2以内かつ「限度額15万円」) 耐震改修工事に要する費用が120万円を超える場合で、耐震改修工事以外の改修工事費が10万円以上の場合(120万円を超える額の1/2以内かつ「限度額25万円」)
仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付事業	耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された一定の条件を満たす分譲マンションの管理組合が耐震改修工事を実施する場合に対象工事費の1/2 かつ1住戸あたり30万円を限度に助成するものです。	建物	<ul style="list-style-type: none"> 区分所有法が適用される分譲マンションで、延べ面積の1/2を超える部分が居住の用に供されているもので、住戸数の1/2以上が区分所有の居住の用に供されていること。 耐火建築物又準耐火建築物であるもの。
		建築時期	昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。

【民間特定建築物の耐震化に関する助成事業】

事業名	概要	主な要件等		
仙台市民間 大規模建築物耐震化促進事業 【耐震診断】	■耐震診断 補助対象経費①の1/3以内の額を助成します。	建物 ・災害時に避難者の受け入れや、食糧、入浴施設の提供などの公的機能を果たすことが可能な延べ床面積3,000㎡～5,000㎡未満の旅館等（耐震診断が未実施のものに限る）	建築時期 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。	
	■補強設計及び評定 県の補助要綱の条件に合うものは補助対象経費①の2/3以内の額とし、それ以外の建築物の場合は補助対象経費の1/3以内の額を助成します。	建物 ・要緊急安全確認大規模建築物*（耐震診断の結果地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるものに限る。）		
	補助対象経費①： 耐震診断、評定に要する経費で耐震診断者等に対して支払う経費又は延べ床面積に1㎡当たり次に定める額を乗じた額のいずれか低い額とする。 一 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡ 二 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 三 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡			
【耐震改修】	■建築物改修 補助対象経費②の23/100以内の額、かつ、県の補助要綱の条件に合うものは、限度額5,000万円、それ以外の建築物の場合は、限度額2,500万円を助成します。	建物 ・要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断の結果地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるものに限る。） ・中小企業に限る		
	■大規模旅館等改修 補助対象経費②の23/100以内の額、かつ、限度額3,000万円を助成します。	建物 ・災害時に避難者の受け入れや、食糧、入浴施設の提供などの公的機能を果たすことが可能な延べ床面積3,000㎡～5,000㎡未満の旅館等（耐震診断の結果地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるものに限る）	建築時期 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。	
	補助対象経費②： 耐震改修に要する経費で耐震改修者に対して支払う経費又は延べ床面積に1㎡当たり50,300円を乗じた額のいずれか低い額とする			
	■天井改修 補助対象経費③の23/100以内の額を助成します。	建物 ・固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用途に供する建築物		
補助対象経費③： 天井の耐震改修に要する経費（撤去費用を含む。）で天井の耐震改修者に対して支払う経費又は天井面積に1㎡当たり13,400円（平均天井高が10mを超える場合は、13,400円に高さ3m毎に3,090円を加算した額）を乗じた額のいずれか低い額とする。				

※要緊急安全確認大規模建築物：旧耐震基準により建築された建築物のうち、不特定多数の者が利用する一定規模以上の耐震診断が義務化された建築物

【沿道建築物の耐震化に関する助成事業】

事業名	概要	主な要件等	
仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	地震時に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の耐震化を促進することにより、優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路の機能及び避難・救護等の拠点機能を確保し、震災に強いまちづくりを推進するため、耐震診断費用の2/3かつ300万円を限度に助成するものです。	建物	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時において、避難・救護をはじめ広域からの物資輸送が可能となるよう、高規格幹線道路等と中心部を結ぶアクセスの基軸となる幹線道路を耐震診断の補助対象道路に位置付ける。(図5) なお、緊急輸送道路沿道建築物であり以下を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積 1,000 m²以上、かつ地階を除く階数が3階以上のもの 耐火建築物又は準耐火建築物
		建築時期	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法による建築確認を受けて着工されたもの。

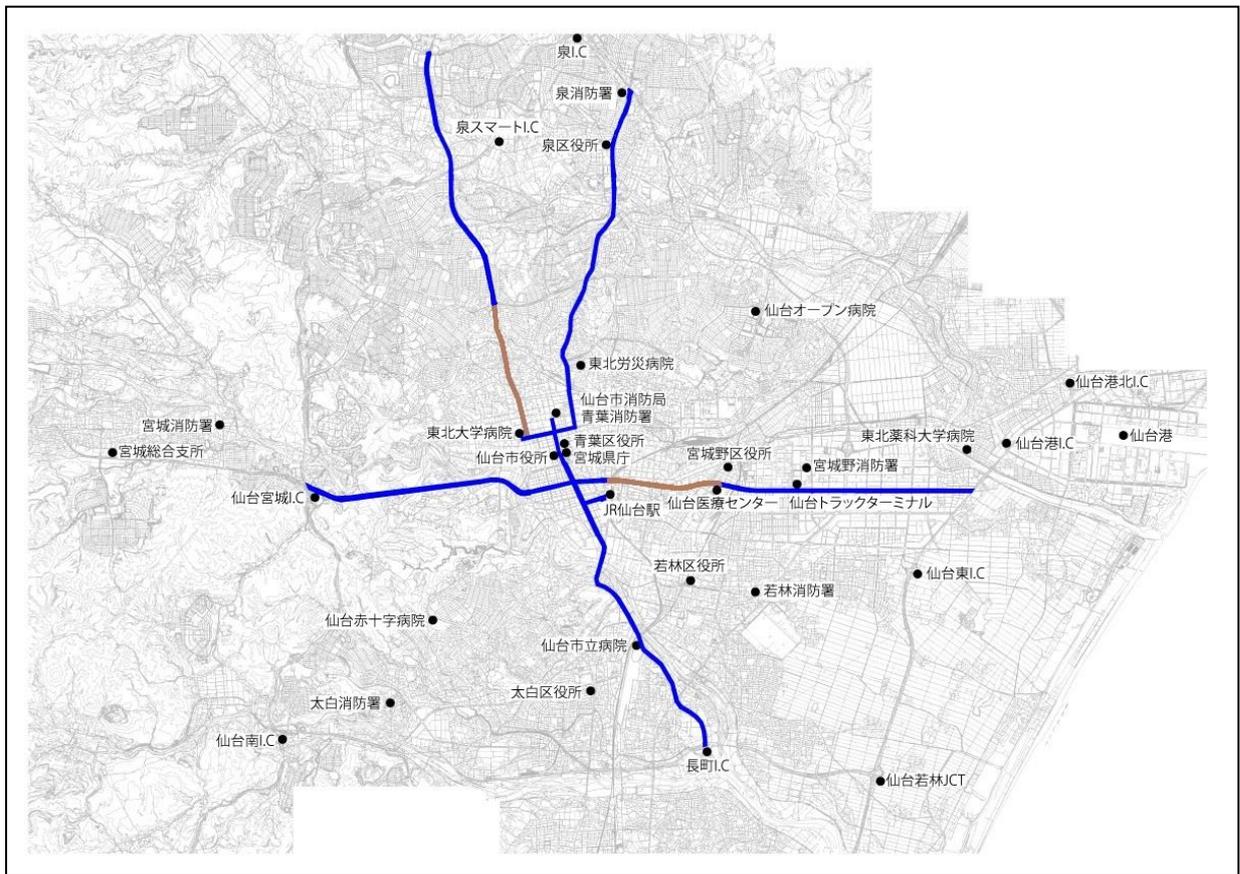


図5 耐震診断の補助対象道路図

※〔順不同〕国道4号線、48号線、主要地方道仙台・泉線、南町通線、大衡仙台線、銀杏町線、元寺小路福室線、北四番丁岩切線、元寺小路郡山線、広瀬通線、愛宕上杉通線、の各一部

延長約 40 km

(部分については、緊急輸送道路指定後、補助対象となる。)

【建築物以外に関する助成事業】

事業名	概要	主な要件等	
仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付事業	公道等に面し、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があるブロック塀等を除却する場合、塀面積 1㎡当たり 4 千円の撤去費用を助成するものです（上限 15 万円）。	助成対象	本市が行う調査により、著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるブロック塀等の除却工事。 なお、助成の対象となる市民の方には、市より除却のお願いと補助のお知らせを文書にて通知しています。
仙台市生垣づくり助成事業	生垣設置を行う者に対し助成金を交付するものです。また、助成対象の生垣を植栽するためにブロック塀等を撤去する場合は、塀面積 1㎡当たり 4 千円を限度に助成するものです（上限 15 万円）。	生垣の位置	道路から容易に視認できる奥行き 10m 以内の場所（隣接地との境界を除く）。
		助成対象となる生垣	植栽延長 5m 以上、植栽時樹高 0.6m 以上、1m 当たり 2 本以上、構造物の内側に設置する場合は構造物高さ 50cm 以下等。
		撤去対象の要件	道路から奥行き 1m 以内の場所にある高さ 1m 以上のブロック塀等、擁壁上にある場合は高さ 0.6m 以上のブロック塀等。

【住宅の耐震化等に関する支援事業】

事業	概要
仙台市木造住宅耐震化促進相談事業	木造住宅の耐震診断士派遣事業等において診断後の結果報告を受けた市民の相談に対し、耐震診断士（建築士）による助言等を行うものです。また、耐震化に対する市民の様々な相談に応じます。相談費用は無料です。
マンション管理相談事業	マンション管理に関する諸問題（管理規約に関すること、近隣住民とのトラブル等）の発生に対し、マンション管理士による相談会、弁護士による個別相談を実施し、マンション管理の適正化を支援しています。 (予約制 無料)
分譲マンション管理相談員派遣事業	東日本大震災により被災した分譲マンションの復旧を支援するため、管理組合等の会合に、本市が専門家の相談員を派遣し、復旧に係る適切な助言や情報提供等を行います。 (1 管理組合等 2 回まで 無料)
分譲マンション耐震化相談員派遣事業	分譲マンションの耐震化に取り組む管理組合に対し、専門家を相談員として派遣し、適切な助言や情報提供等を行うことにより、分譲マンションの円滑な耐震化の促進を支援していきます。 (1 管理組合等 5 回まで 無料)
マンション防災マニュアル作成支援専門家派遣事業	防災マニュアル作成に取り組む分譲マンションの管理組合に対し、専門家を相談員として派遣し、適切な助言や情報提供を行うことにより、分譲マンションの自主的な防災活動の促進を支援していきます。 (1 管理組合等 5 回まで 無料)
マンション管理支援ネットワーク事業	「マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ」は、マンション管理組合の適正な管理運営を推進するため、マンションに関連する団体、専門家団体、行政等が相互に連携して支援することを目的に平成 17 年 4 月 1 日に設立されました。マンション管理基礎セミナーの開催、相談窓口、情報提供等の活動を展開しており、仙台市も構成団体の 1 つとして参画しています。

■耐震改修工事に対する融資制度

対 象	主な要件等
個人向け	住宅金融支援機構 融資限度額：1,000万円／戸（住宅部分の工事費の80%が上限） 金 利：償還期間 10年以内 0.98%、11年以上 20年以内 1.10% （平成28年3月1日現在） 保 証 人：不要
マンション 管理組合向け	住宅金融支援機構 融資限度額：500万円／戸（共用部分の工事費の80%が上限） 金 利：償還期間 10年以内 0.71% 保 証 人：必要 （平成28年3月1日現在） ※金利は毎月見直し ※上記は、(財)マンション管理センターの保証を利用する場合

資料：国土交通省ホームページ

独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

■耐震改修工事に対する税の特例措置

対 象	主な要件等
改 修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所 得 税 <ul style="list-style-type: none"> ：平成31年6月30日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除。 ：平成26年3月31日までに市の事業を活用して耐震改修工事を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を所得税から控除 ：平成26年4月1日以降に市の事業を活用して耐震改修工事を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（消費税が8%または10%の場合上限25万円、旧消費税率5%が適用される場合には上限20万円）を所得税から控除 ・ 固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> ：昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成30年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、翌年度分から1年度分、固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1/2減額*。 * 通行障害既存耐震不適格建物に該当するものは、2年間 <p>□建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税、所得税 <ul style="list-style-type: none"> ：耐震診断義務付け建築物*で、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以降5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価格の25%の特別償却 ・ 固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> ：耐震診断義務付け建築物*で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に一定の耐震改修工事を完了した場合、翌年度分から2年度分、固定資産税額を1/2減額（ただし、1年度分あたり減額は、改修費用の2.5%まで）。 * 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物 ・ 該当工事 <ul style="list-style-type: none"> 以下のような耐震診断義務付け建築物に対して、政府の補助を受け行われた耐震改修工事で現行の耐震基準に適合したもの。 ① 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物 ② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物 ③ 不特定多数の者が利用する大規模な建築物等（病院、旅館等）

改 修	④地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模な建築物等（小学校、老人ホーム等） ⑤火薬類、石油類等の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物等
	○住宅ローン減税 ・所 得 税 ：耐震改修工事を行い、平成 31 年 6 月 30 日までに自己居住の用に供した場合、10 年間、ローン残高の 1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

資料：国土交通省ホームページ
税制改正大綱

■地震保険の割引制度

割引制度	概 要	割引率
建築年割引	対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%
耐震等級割引	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 1:10% 耐震等級 2:30% 耐震等級 3:50%
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断又は耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合	10%

資料：財務省ホームページ

6. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法 第6条第3項第2号道路

機能区分	道路種別	路線名	区 間		延長 (km)
			自	至	
第1次緊急輸送道路	高 速	東北縦貫自動車道	名取市境	富谷町境	20.4
	有 料	仙台東部道路	名取市境	宮(三陸縦貫自動車道)	11.7
	有 料	三陸縦貫自動車道	宮(仙台東部道路)	多賀城市境	0.4
	有 料	仙台南部道路	太(東北縦貫自動車道)	若(仙台東部道路)	11.6
	国 道	国道4号・旧	名取市境	青(仙台泉線)	9.4
	国 道	国道4号	名取市境	富谷町境	22.8
	国 道	国道45号	青(国道4号・旧)	多賀城市境	11.6
	国 道	国道48号	青(国道4号・旧)	山形県境	36.6
	国 道	国道48号(仙台西道路)	青(広瀬通2号線)	青(国道48号)	5.4
	国 道	286号	太(国道4号・旧)	名取市境(太・名取1号橋)	17.56
			名取市境(太・名取2号橋)	川崎町境	
	小 計	10 路 線			147.46
	主要地方道	塩釜亘理線	宮(仙台港臨港道路)	宮(仙台塩釜線)	1.38
		仙台泉線	青(国道48号)	泉(国道4号)	7.84
		仙台塩釜線	若(国道4号)	多賀城市境	7.61
	小 計	3 路 線			16.83
	市 道	駅前通線	青(南町通1号線)	青(国道45号)	0.53
		南町通1号線	青(駅前通線)	青(国道4号・旧)	0.50
		広瀬通2号線	青(国道4号・旧)	青(国道48号・仙台西道路)	0.46
		愛宕大橋線	青(国道4号・旧)	太(元寺小路郡山線)	0.30
		元寺小路郡山線	青(愛宕大橋線)	太(仙台南部道路)	3.99
	小 計	5 路 線			5.78
	臨港道路	西幹線			0.4
	臨港道路	中央幹線			2.0
	臨港道路	中野幹線			2.1
臨港道路	蒲生幹線			2.5	
臨港道路	南幹線			0.4	
臨港道路	中央ふ頭線			0.3	
臨港道路	ふ頭1号線			0.4	
小 計	7 路 線			8.1	
合 計	25 路 線			178.17	
第2次緊急輸送道路	国 道	457号	川崎町境	青(国道48号)	11.97
		457号	青(国道48号)	青(下愛子原落合線)	
	小 計	2 路 線			11.97
	主要地方道	仙台松島線	宮(国道45号)	利府町境	6.48
		塩釜亘理線	若(狐塚1号線)	若(荒浜原町線)	1.10
		泉塩釜線	泉(大衡仙台線)	泉(宮沢根白石線)	6.26
		仙台北環状線	泉(仙台泉線)	青(国道48号)	10.03
		井土長町線	若(国道4号)	若(国道4号・旧)	1.52
		仙台山寺線	太(国道286号)	太(国道457号)	9.45
	小 計	6 路 線			34.84
	一般県道	荒浜原町線	若(塩釜亘理線)	若(荒井荒町線)	7.46
			若(国道4号)	宮(国道45号)	
		荒井荒町線	若(荒浜原町線)	青(国道4号・旧)	5.46
		仙台館腰線	太(国道286号)	太(大野田イコタ東大野田線)	2.18
		泉ヶ丘熊ヶ根線	泉(国道4号)	泉(大衡仙台線)	3.13
		大衡仙台線	泉(泉ヶ丘熊ヶ根線)	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その4)線)	5.50
	小 計	5 路 線			23.73
	市 道	鶴ヶ谷荒巻青葉山(その4)線	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その1)線)	青(大衡仙台線)	1.02
		荒巻大和町線	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その1)線)	泉(仙台北環状線)	1.90
		鶴ヶ谷荒巻青葉山(その1)線	青(仙台駅旭ヶ丘(その1)線)	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その4)線)	1.57
		仙台駅旭ヶ丘(その1)線	青(旭ヶ丘幹線3号線)	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その1)線)	0.80
		旭ヶ丘幹線4号線	青(仙台駅旭ヶ丘(その1)線)	泉(南光台幹線1号線)	0.48
		南光台幹線1号線	宮(鶴ヶ谷116号線)	青(旭ヶ丘幹線4号線)	1.84
		鶴ヶ谷116号線	宮(東仙台泉(その2)線)	泉(南光台幹線1号線)	0.78

機能区分	道路種別	路線名	区 間		延長 (km)
			自	至	
第2次緊急輸送道路	市 道	東仙台泉(その2)線	宮(小田原燕沢線)	宮(鶴ヶ谷116号線)	1.30
		小田原燕沢線	宮(川内南小泉(その1)線)	宮(東仙台泉(その2)線)	0.70
		川内南小泉(その1)線	宮(小田原燕沢線)	宮(大槻4号線)	0.83
		大槻4号線	青(北四番丁岩切線)	宮(川内南小泉(その1)線)	0.99
		北四番丁岩切線	青(国道48号)	宮(大槻4号線)	1.83
		愛宕上杉通1号線	青(仙台泉線)	青(愛宕上杉通2号線)	1.85
		愛宕上杉通2号線	青(愛宕上杉通1号線)	青(国道4号・旧)	1.31
		広瀬通1号線	青(国道4号・旧)	青(駅前通線)	0.57
		西公園通線	青(片平五橋通線)	青(国道48号)	1.36
		晩翠通線	青(片平五橋通線)	青(国道48号)	1.51
		青葉通線	青(駅前通線)	青(西公園通線)	1.49
		青葉山線	青(青葉通線)	青(仙台城跡線)	0.75
		片平五橋通線	青(西公園通線)	青(南町通1号線)	0.53
		南町通1号線	青(青葉通線)	青(片平五橋通線)	0.99
		宮城野原広岡線	宮(荒浜原町線)	宮(国立仙台病院南線)	0.40
		国立仙台病院南線	宮(宮城野原広岡線)	宮(八軒小路原町坂下線)	0.35
		八軒小路原町坂下線	宮(国立仙台病院南線)	宮(銀杏町5号線)	0.29
		銀杏町5号線	宮(八軒小路原町坂下線)	宮(元寺小路福室(その1)線)	0.31
		元寺小路福室(その1)線	宮(銀杏町5号線)	若(元寺小路福室(その2)線)	0.56
		苦竹中線	宮(国道45号)	若(元寺小路福室(その2)線)	0.92
		六丁目鶴ヶ谷(その2)線	若(元寺小路福室(その2)線)	宮(国道45号)	0.90
		元寺小路福室(その2)線	宮(元寺小路福室(その1)線)	若(国道4号)	1.46
		新寺通線	青(愛宕上杉通2号線)	若(荒浜原町線)	1.49
		下愛子原落合線	青(国道457号)	青(折立1号線)	0.52
		折立1号線	青(仙台北環状線)	青(下愛子原落合線)	1.02
		川内旗立(その1)線	太(八木山青葉山線)	太(八木山南2号線)	1.50
		八木山青葉山線	太(川内旗立(その1)線)	青(青葉城線)	0.90
		仙台城跡線	青(青葉山線)	太(八木山青葉山線)	1.41
		八木山線	青(向山1号線)	太(川内旗立(その1)線)	2.55
		向山1号線	太(元寺小路郡山線)	太(八木山線)	0.83
		鹿野人来田線	太(鉤取八幡線)	太(※太白消防署)	0.79
		山田茂庭線	太(国道286号)	太(鹿野人来田線)	0.50
		長町八木山(その2)線	太(原町広岡(その2)線)	太(国道286号)	1.65
		大野田イタ東大野田線	太(南大野田23号線)	太(仙台館腰線)	0.20
		南大野田23号線	太(大野田イタ東大野田線)	太(※仙台市水道局)	0.10
		台の原街道線	青(※東北労災病院)	青(仙台泉線)	0.25
		霞の目飛行場北線	若(国道4号)	若(※陸上自衛隊)	0.82
		狐塚1号線	若(塩釜互理線)	若(※仙台消防ヘリポート)	0.43
		六丁の目荒井西(その2)線	若(県道荒井荒町線)	若(荒井線)	0.04
		荒井線	若(県道荒井荒町線)	若(六丁目荒井西(その2)線)	0.35
		双葉ヶ丘二丁目1号線	青(荒巻大和町線)	青(双葉ヶ丘二丁目2号線)	0.56
		双葉ヶ丘二丁目4号線	青(双葉ヶ丘二丁目1号線)	青(双葉ヶ丘二丁目2号線)	0.04
		双葉ヶ丘二丁目2号線	青(双葉ヶ丘二丁目4号線)	青(双葉ヶ丘一丁目9号線)	0.39
		双葉ヶ丘二丁目9号線	青(双葉ヶ丘二丁目2号線)	青(双葉ヶ丘一丁目2号線)	0.11
		双葉ヶ丘一丁目2号線	青(双葉ヶ丘二丁目9号線)	青(双葉ヶ丘一丁目13号線)	0.43
		双葉ヶ丘一丁目13号線	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その1)線)	青(双葉ヶ丘一丁目2号線)	0.14
		荒巻川平17号線	青(中山街道線)	青(※水の森公園)	0.10
		中山街道線	青(第二勝山1号線)	青(荒巻川平17号線)	0.02
		第二勝山1号線	青(中山街道線)	青(鶴ヶ谷荒巻青葉山(その4)線)	0.54
		八木山南2号線	太(紙漉山金剛沢線)	太(川内旗立(その1)線)	0.28
		紙漉山金剛沢線	太(名召1号線)	太(八木山南2号線)	0.72
		名召1号線	太(御堂平線)	太(紙漉山金剛沢線)	0.25
		御堂平線	太(鉤取八幡線)	太(名召1号線)	0.30
鉤取八幡線	太(御堂平線)	太(鹿野人来田線)	0.26		
門田東蒲町線	若(御堂平線)	若(※仙台若林郵便局)	0.32		
南仙台駅四郎丸(その1)線	太(国道4号)	太(中町荒屋敷杉の下線)	0.15		
中町荒屋敷杉の下線	太(南仙台駅四郎丸(その1)線)	太(中田北釜街道線)	0.16		

機能区分	道路種別	路線名	区 間		延長 (km)	
			自	至		
第2次緊急輸送道路	市 道	中田北釜街道線	太(中田町荒屋敷杉の下線)	太(中田前沖1号線)	0.81	
		中田前沖1号線	太(中田北釜街道線)	太(※宮城社会保険病院)	0.15	
		長町2号線	太(国道286号)	太(仙台館腰線)	0.51	
		長町3号線	太(仙台館腰線)	太(原町広岡(その2)線)	0.67	
		天神沢台谷地線	泉(国道4号)	泉(松森本田線)	0.32	
		松森本田線	泉(天神沢台谷地線)	泉(※仙台循環器病センター)	0.34	
	小 計	70 路 線			52.51	
合 計		83 路 線			123.05	
第3次緊急輸送道路	市 道	富沢長町2号線	太(長町八木山(その2)線)	太(富沢長町4号線)	0.49	
		富沢長町4号線	太(国道286号)	太(富沢長町2号線)	0.92	
		小 計	2 路 線		1.41	
合 計		2 路 線		1.41		
市指定緊急輸送道路	国 道	457号	大和町境	青(下愛子原落合線)	16.70	
			泉(国道457号本道)	泉(県道泉ヶ岳公園線)	3.90	
	小 計	1 路 線		20.60		
	主要地方道	井戸長町線	若(国道4号)	若(県道塩釜亘理線)	6.50	
			宮(臨港道路蒲生幹線)	若(狐塚1号線)	8.40	
			宮(県道荒浜原町線)	名取市境		
			泉(国道457号)	泉(県道大衡仙台線)	3.40	
			泉(免許センター)	宮(県道仙台松島線)	3.96	
			仙台三本木線	泉(国道4号)	富谷町境	1.74
			仙台北環状線	泉(八乙女20号線)	泉(県道仙台東線)	1.40
			定義仙台線	青(始点)	青(県道泉ヶ丘熊ヶ根線熊ヶ根側分岐)	14.60
			青(畑前北)	青(国道457号)		
			仙台山寺線	太(国道457号・白沢側分岐)	太(終点)	12.50
	仙台村田線	青(国道48号)	名取市境	5.90		
	仙台岩沼線	名取市境	村田町境	4.50		
	仙台岩沼線	太(県道仙台名取線)	名取市境	2.37		
	仙台南環状線	太(県道仙台名取線)	太(国道4号BP)	0.70		
	小 計	10 路 線		65.97		
	一般県道	荒浜原町線	若(起点、荒浜)	若(県道塩釜亘理線)	0.76	
			若(県道荒井荒町線)	若(県道仙台塩釜線)	1.29	
宮(起点、蒲生)			宮(国道45号)	5.25		
宮(県道泉塩釜線)			宮(北畑入山線)	4.10		
宮(県道仙台松島線)			宮(国道45号)			
北仙台停車場線			青(北仙台駅)	青(県道仙台東線)	0.19	
大衡仙台線			水の森桜ヶ丘線	青(荒巻本沢街道線)	1.20	
泉ヶ岳公園線			泉(国道457号)	泉(終点、福岡)	9.37	
泉ヶ丘熊ヶ根線			泉(県道大衡仙台線)	泉(荒巻根白石線)	1.80	
泉(県道泉ヶ岳公園線)			青(県道定義仙台線)	9.90		
青(県道定義仙台線)			青(国道48号)	3.40		
落合停車場線			青(国道457号)	青(国道48号)	0.84	
秋保温泉愛子線			太(県道仙台山寺線)	青(国道457号)	6.58	
秋保温泉線			太(県道仙台山寺線)	太(秋保町湯元)	1.70	
秋保温泉川崎線			太(県道仙台山寺線)	川崎町境	2.38	
仙台館腰線			太(大野田イコタ東大野田線)	名取市境	2.50	
利府岩切停車場線			宮(県道今市福田線)	宮(県道仙台松島線)	0.50	
小 計	13 路 線		51.76			
市 道	愛子赤坂線	青(国道457号)	青(県道定義仙台線)	2.48		
		泉(国道4号バイパス)	泉(八乙女20号線)	0.46		
		青(旭ヶ丘線)	青(川内南小泉(その4)線)	0.35		
		宮(国道45号)	宮(県道荒浜原町線)	1.70		
		青(三居沢道線)	青(亀岡明神横丁線)	0.63		
		青(砲兵営前通線)	青(亀岡明神横丁線)	0.18		
		青(亀岡道線)	青(亀岡三十人町線)	0.30		
		青(綱木半小町線)	青(県道仙台北環状線)	1.00		
		宮(仙台駅東口)	宮(県道荒浜原町線)	1.56		

機能区分	道路種別	路線名	区 間		延長 (km)
			自	至	
市指定緊急輸送道路	市 道	宮沢橋線	若(土樋藤塚(その1)線)	若(国道4号)	0.32
		宮沢根白石線	泉(県道泉塩釜線)	泉(松陵幹線4号線)	1.80
		宮町小松島線	青(北六番丁線)	青(小松島四丁目4号線)	1.33
		宮町中江線	青(北六番丁線)	青(北四番丁岩切線)	0.71
		宮町通線	青(国道45号)	青(北六番丁線)	1.20
		桐ヶ崎年川線	泉(荒巻根白石線)	泉(国道457号)	2.06
		穴田下堤線	青(堤町青葉町線)	青(青葉裏街道線)	0.19
		元寺小路福室(その4)線	宮(国道4号)	宮(県道仙台塩釜線)	2.58
		原町岡田(その2)線	若(東仙台南小泉(その2)線)	宮(原町岡田(その3)線)	3.12
		原町岡田(その3)線	若(原町岡田(その2)線)	宮(県道仙台塩釜線)	0.48
		原町東部第三幹線2号線	宮(扇町25号線)	若(県道仙台塩釜線)	0.96
		綱木半子町線	青(吉成伊勢幹線7号線)	青(国見吉成線)	0.40
		荒巻根白石(その1)線	青(荒巻泉線)	泉(荒巻根白石線)	1.24
		荒巻根白石線	青(荒巻根白石(その1)線)	泉(県道泉ヶ丘熊ヶ根線)	4.41
		荒巻山屋敷線	青(土橋通半子町線)	青(国見吉成線)	0.90
		荒巻泉線	青(中山街道線)	青(荒巻根白石(その1)線)	1.40
		中山街道線	青(県道大衡仙台線)	青(荒巻泉線)	0.18
		荒巻本沢街道線	青(青葉裏街道線)	青(中山街道線)	1.00
		荒巻本沢二丁目1号線	青(県道大衡仙台線)	青(中山幹線1号線)	0.75
		国見吉成線	青(荒巻山屋敷線)	青(綱木半子町線)	1.25
		三居沢道線	青(滝前丁線)	青(亀岡三十人町線)	0.15
		山田茂庭線	太(鹿野人来田線)	太(太白団地幹線1号線)	1.50
		四郎丸落合2号線	太(中田落合街道2号線)	太(落合観音街道線)	0.15
		四郎丸落合3号線	太(落合観音街道線)	太(大宮街道線)	0.25
		鹿野人来田線	太(国道286号)	太(鉤取八幡線)	2.80
			太(太白消防署)	太(国道286号)	2.10
		七北田幹線1号線	泉(国道4号)	泉(県道仙台東線)	2.07
		七北田実沢線	泉(県道泉塩釜線)	泉(荒巻根白石線)	6.11
		七北田西成田線	泉(国道4号)	富谷町境	1.01
		小松島小学校南線	青(宮町小松島線)	宮(東仙台幸町線)	0.40
		松陵幹線4号線	泉(宮沢根白石線)	泉(県道仙台北環状線)	1.14
		新中谷地5号線	泉(県道仙台北環状線)	泉(赤生津幹線)	0.06
		西多賀八木山本町線	太(鹿野人来田線)	太(八木山本町二丁目24号線)	1.60
		青葉裏街道線	青(穴田下堤線)	青(荒巻本沢街道線)	0.15
		赤生津幹線	泉(新中谷地5号線)	泉(県道泉塩釜線)	0.98
		六丁目荒井西(その1)線	若(仙台塩釜線)	若(県道荒井荒町線)	0.80
		川内南小泉(その2)線	若(県道荒浜原町線)	若(国道4号)	2.09
		川内南小泉(その3)線	青(県道仙台東線)	青(旭ヶ丘線)	1.20
		川内南小泉(その4)線	青(旭ヶ丘線)	青(小松島四丁目4号線)	0.70
		扇町25号線	宮(国道45号)	若(原町東部第三幹線2号線)	1.16
		泉中央幹線2号線	泉(県道仙台東線)	泉(七北田実沢線)	0.20
		相ノ原合ノ沢南線	太(県道仙台山寺線)	太(国道286号BP)	0.33
		太白団地幹線1号線	太(山田茂庭線)	太(終点、東北自動車道)	1.17
		袋原落合線	太(中田袋原線)	太(中田落合街道2号線)	0.70
		滝前丁線	青(国道48号)	青(三居沢道線)	0.29
		中山幹線1号線	青(荒巻本沢二丁目1号線)	青(中山幹線3号線)	1.40
		中山幹線3号線	青(中山幹線1号線)	青(北山根白石(その2)線)	0.19
		中田小学校北線	太(県道仙台南取線)	太(中田落合街道1号線)	0.54
		中田袋原線	太(国道4号)	太(南仙台駅四郎丸(その1)線)	1.70
		中田落合街道1号線	太(中田小学校北線)	太(国道4号)	0.10
中田落合街道2号線	太(袋原落合線)	太(四郎丸落合2号線)	0.40		
仲の瀬橋線	青(西公園通線)	青(瀬橋通線)	0.59		
長町八木山線	太(八木山本町二丁目24号)	太(川内旗立(その1)線)	0.89		
通町北仙台駅線	青(県道北仙台停車場線)	青(堤町青葉町線)	0.13		
鶴ヶ谷5号線	宮(六丁目鶴ヶ谷(その1)線)	宮(鶴ヶ谷116号線)	0.75		
鶴ヶ谷仙台港(その3)線	宮(国道45号)	宮(県道塩釜亙理線)	0.74		
堤町青葉町線	青(穴田下堤線)	青(通町北仙台駅線)	0.06		

機能区分	道路種別	路線名	区 間		延長 (km)
			自	至	
市指定緊急輸送道路	市 道	定禅寺通線	青(国道4号)	青(西公園通線)	0.68
		澱橋通線	青(北三番丁1号線)	青(青葉山線)	1.40
		土橋通線	青(国道48号)	青(北三番丁1号線)	0.13
		土橋通半子町線	青(国道48号)	青(荒巻山屋敷線)	1.36
		東仙台幸町線	宮(県道仙台松島線)	宮(小松島小学校南線)	2.19
		東仙台泉(その4)線	泉(国道4号)	泉(県道泉塩釜線)	0.99
		東仙台南小泉(その1)線	宮(元寺小路福室(その1)線)	若(東仙台南小泉(その2)線)	0.44
		東仙台南小泉(その2)線	若(原町岡田(その2)線)	若(県道荒浜原町線)	0.54
		南光台幹線2号線	泉(南光台幹線1号線)	青(川内南小泉(その4)線)	1.10
		南光台幹線4号線	泉(宝堰斎兵衛幹線)	泉(南光台幹線1号線)	0.91
		南仙台四郎丸線(その1)線	太(中田荒屋敷杉の下線)	太(中田袋原線)	1.37
		南仙台四郎丸線(その2)線	太(県道仙台名取線)	太(国道4号バイパス)	0.55
		八乙女20号線	泉(県道仙台北環状線)	泉(浦田川原幹線)	0.06
		八木山本町2丁目24号線	太(西多賀八木山本町線)	太(長町八木山線)	0.37
		宝堰斎兵衛幹線	泉(国道4号)	泉(南光台幹線4号線)	0.27
		砲兵営前通線	青(仲の瀬橋線)	青(亀岡道線)	0.64
		北三番丁1号線	青(澱橋通線)	青(土橋通線)	0.06
		北山根白石(その2)線	青(中山幹線3号線)	泉(北山根白石線)	0.60
		北山根白石線	青(北山根白石(その2)線)	泉(県道泉塩釜線)	4.40
		北畑入山線	宮(国道4号)	宮(県道今市福田線)	1.75
		北六番丁線	青(県道仙台泉線)	青(宮町中江線)	1.95
		落合観音街道線	太(四郎丸落合3号線)	太(四郎丸落合2号線)	0.10
		六丁目鶴ヶ谷(その1)線	宮(東仙台泉(その2)線)	宮(鶴ヶ谷5号線)	1.20
小 計	8 8 路 線			94.60	
合 計	1 1 2 路 線			232.93	

一般県道	大衡仙台線		2.87
市 道	東仙台泉(その3)線		0.78
市 道	元寺小路福室(その7)線		1.61
市 道	川内旗立(その1)線		0.26
市 道	郡山折立(その3)線		1.70
市 道	長町八木山(その5)線		1.03
市 道	長町八木山(その6)線		0.93
市 道	長町八木山(その7)線		0.18
市 道	長町八木山(その8)線		0.74
小 計	9 路 線		10.10

全 合 計	合 計	2 3 1 路 線	総延長	545.66
-------	-----	-----------	-----	--------